

五監公告第6号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和5年3月13日

五 泉 市 監 査 委 員
酒 井 俊 明
佐 藤 浩

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

都市整備課

3. 監査の期間

令和4年10月28日～令和4年11月24日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
市営八幡住宅及び県営住宅は、防火管理者の選任が必要な非特定防火対象物となっているが、消防計画に定めた年1回の消防訓練を平成29年度以降実施していない。消防計画に基づき、適正な防火管理に努められたい。	関係法令並びに消防計画の確認を行うとともに、当該施設の消防訓練を3月12日に実施いたしました。 今後は、このようなことがないように適正な事務の執行と防火管理に努めてまいります。
北五泉駅前広場における業者の自動販売機設置について、4月1日からの使用期間であるが4月8日付けで使用許可申請書を受付し、10月に入るまでその後の事務処理を怠り、使用許可書及び使用料納付書を発行しないまま、半年にわたり自動販売機を設置させている。適正な事務処理に努められたい。	当該条例並びに事務執行の確認を行いました。 今後は、このようなことがないように確認作業を行い適正な事務処理に努めてまいります。